

事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和5年2月20日

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1		9	その日の利用者数や児童の様子に合わせて、スペースを区切る等の工夫をしながら日々の療育をおこなっております。 また体操の際には机や椅子を動かすことでスペースの確保をおこなうなど、活動に合わせて環境作りをおこなっております。		
	2		9	法令の定める人員基準は満たした上で、日々しっかりと療育ができる配置を整えています。 配慮が必要な利用児童の様子や支援方針に合わせて集団活動や1対1での関わりを持つなど、場面場面に合わせて配置の工夫をおこなっております。		
	3		9	療育室として3部屋あり、さまざまな用途で使用しております。 玄関、室内に段差はなく、車椅子での移動には支障のない環境です。 現段階では対象児童は在籍しておりませんが必要であればバリアフリー化への対応は可能です。		
	4		9	コロナ禍の対応としてマスク着用・手洗い・3密を避けるなど、感染症対策や衛生環境への配慮を徹底しております。 また毎日掃除機、拭き、机などの消毒を行っており、清潔を保てるように努めております。 全部屋に空調を完備しており、細かく温度調節を行うことで、心地よく過ごせる環境に努めております。		
業務改善	5		9	すべての職員で話し合い共通理解から連携を繋げていくことが出来るよう、月に2回のリフレクション会議をおこなうなど、密に会議の時間を設けております。 また職員が周知徹底できるように全ての記録を残すようにしております。		
	6		9	評価表の内容を保護者様に分かりやすいよう説明文も一緒にお渡ししております。 また保護者様のご意向の把握をおこなうことで業務改善に繋げていけるよう、職員での話し合いの場を設けております。		
	7		9	COMPASS 発達支援センター公式Web サイトにて公開しております。		
	8		9	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。	
	9		9	すべての職員での研修は時間や人員配置の問題があり中々難しいため、研修動画をを用いる事により、職員の資質向上に努めております。		
	10		9	送迎時やその他あらゆる機会を捉えて、保護者様へ現状についてお伝えするとともに、保護者様のご意向や気になる点を伺い、職員間で周知の上、都度日々の療育や児童発達支援計画に反映させております。		
	11		9	統一化されたアセスメントシートを使用し、内容を元に児童発達支援計画の作成へと繋がっております。		
	12		9	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている		
	13		9	児童発達支援計画に沿った支援が行われている		
適切な支援の提供	14		9	活動プログラムについては、利用児童の特性・現状と記録を参考に、児童発達支援管理責任者や管理者をはじめ、すべての職員の意見をまとめて立案しております。		
	15		9	日々の記録から成長度合いを確かめ、また当日の様子を見ながらいくつかの活動を選択するなど、職員各々が固定化しない活動内容を工夫しております。		
	16		9	児童一人ひとりに合わせた個別支援を中心に実施しておりますが、児童の状況に合わせて、様々な課題を提案し、組み合わせしております。		
	17		9	毎日朝礼を行うなかで必ず打ち合わせをし、その日の利用児童の情報確認や役割分担を指示することですべての職員で共有しております。		
	18		9	一人ひとりのその日の支援に対し、成功点・工夫・気になる点などを出し、次回利用時の支援につなげております。 勤務時間・業務の都合により参加できない場合もあるので、伝えあいや連絡ノートなどで工夫し、必ず共有出来るようにしております。		
	19		9	日々の療育内容は必ず当日に記録し、支援内容や当日の体調、情緒等も記録し、振り返りに活用できるようにしております。		
	20		9	少なくとも6カ月に1回はモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しを行っております。		
	21		9	基本的には児童の状況に精通している児童発達支援管理責任者が担当会議に参画し、今後の方向性についても打ち合わせ出来る様にしてあります。		
	22		9	関係機関との会議にも参加し、行政、医療、相談支援、保育園等との情報共有に努めております。		
	23		9	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。	
24		9	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。		
関係機関や保護者との連携	25		9	移行支援に関しては、担当者会議など、話し合いの場を通じてそれぞれの支援内容について情報共有を行うことで相互理解に努めております。		
	26		9	就学前に学校にて相談員や各関係機関と共に会議を行っております。		
	27		4	5	子ども部会の研修に毎回参加し情報を得ております。 また事業所を併用している児童については担当会議で情報共有に努め、相談支援専門員を通して様子を伝え合うことで連携を図っております。	子ども部会は2か月に1回開催されるので、これからも積極的に参加し、研鑽に努めてまいります。 また参加した者から内容をすべての職員に周知できるよう努めてまいります。
	28		9	現状は、障がいのない子どもたちとの交流機会がありません。	コロナ収束後は事業所について理解を深めていただくため見学・話し合いなどを持つ機会があったらと考えていますが、保護者様のご意向にも配慮し、慎重に検討してまいります。	
	29		4	5	2カ月に1回子ども部会が開催され、参加しております。	子ども部会を始め、各種研修が行われる際は、これからも積極的に参加し、研鑽に努めてまいります。 また参加した者から内容をすべての職員に周知できるよう努めてまいります。
	30		9	連絡帳でのやりとりや送迎時の機会、場合によっては面談や電話相談を活用して、保護者様との情報交換をおこない、児童についての共通理解を深めております。		
	31		9	保護者様の子育てのお悩みやご相談に寄り添った支援を心掛け、保護者様に支援内容を深くご理解いただき、お悩みの解決手段や、児童の成長のためにご家庭でできる支援や協力に取り組んでいただいております。		
	32		9	契約時に重要事項説明書、契約書を通し、丁寧に説明しております。また契約時のみならず保護者様のご要望がある時は、再度詳しく丁寧に説明しております。		
	33		9	保護者様のご意向や、児童の特性、ご家庭の状況を踏まえ、ガイドラインに基づいて作成した児童発達支援計画は分かりやすい内容の説明を心がけ保護者様の同意を得ております。		
	34		9	定期的な、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている		
保護者への説明責任等	35		9	降所時や送迎時などに保護者様同士の交流の場面はお見かけします。 ただ本年度はコロナ禍で事業所主催の保護者会等の支援は開催できておりません。	コロナ収束後、プライベート保護の観点からも開催にはアンケート等を実施し、保護者様のご意向を確認したうえで検討し、決定してまいります。	
	36		9	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している		
	37		9	定期的な「COMPASS だより」を発行しております。 また月に1回、連絡帳のカレンダーに、療育の様子、遊びの様子、行事の様子などを載せております。 その他YouTube、公式Webサイトのブログで事業所の活動内容をご紹介しております。		
	38		9	個人情報の記載のある重要書類は、施設ができる書庫にて保管し、廃棄の際にはシュレッダーにかけるなど細心の注意を払っております。		
	39		9	児童との意思の疎通については個々の特性に応じて、イラストや写真などのツールを使用するなどの配慮を行っております。 保護者様については、連絡帳・電話・資料を通じて適切な伝達を心がけております。		
	40		1	8	地域住民の招待に関しては、対策を十分に考える必要がある為、現状では難しい状況です。	今後、コロナ収束の後には保護者様のご意向を伺いながら地域への働きかけを検討してまいります。
	41		9	各種マニュアルは壁面に掲示しております。 また保護者様に向け、手に取ってご覧いただけるよう支障面に掲示しております。 また、定期的に児童と共に行なう訓練を実施しております。		
	42		9	定期的な火災・地震・風水害・不審者対応訓練を行い、訓練後の職員間での共通理解・改善に努めております。		
	43		9	契約時やその都度で保護者様に十分な確認を行い、職員全体に周知し、把握しております。 対応については、児童発達支援管理責任者の責任のもと、的確な対応が行われるよう徹底しております。		
	44		9	指示書がある児童については保護者様と情報共有をおこない、各児童のアレルギーに関しては一覧表を作成してすべての職員に周知しております。		
45		9	ヒヤリハット報告を徹底し、その都度記録しております。 気付きの記載と共有を習慣化し、再発防止につなげることで適切であるため、朝礼や会議の場で周知し、共通理解に努めております。			
46		9	事業所に虐待防止責任者を選定し、事業所内研修や外部研修に参加し、認識を深めております。			
47		9	利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命又は身体を保護する為によりやむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ文書により保護者の同意を得る ようにしております。			